

前橋市監査委員公表第24号

前橋市長から財政援助団体監査の結果に対する措置について通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和4年1月24日

前橋市監査委員	根 岸 隆 夫
同	長 岡 敏 夫
同	中 林 章
同	小曾根 英 明

財政援助団体監査結果に係る措置通知書

措置日 令和3年12月28日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象団体：城南地区地域づくり協議会】</p> <p>1 実績報告書について（指摘事項） 地域内交通運行事業費補助金の実績報告書において、補助対象期間外に支払った経費のほか、翌年度分とすべき経費を含めて報告していた。 補助金交付要項にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p> <p>【監査対象所属：交通政策課】</p> <p>1 補助金交付事務について（指摘事項） 地域内交通運行事業費補助金は、城南地区地域づくり協議会から提出された実績報告書により、補助金額を確定したが、補助金交付要項で定めた補助対象期間以外の経費を含めて補助対象としていた。補助金額の確定に当たっては、補助金等交付規則、補助金交付要項にのっとり適正に審査するよう改善するとともに、確定した補助金のうち、補助対象期間以外の補助金の取扱いについて検討されたい。 また、補助金交付要項で定めた提出期限後、実績報告書を受理していたため、補助事業者に対して、補助金等交付規則、補助金交付要項にのっとり適正な事務処理を行うよう指導するとともに、提出期限の規定が実態に即していないことなどから、適正な補助金交付要項となるよう改善されたい。</p>	<p>今回の指摘内容を真摯に受け止め、適切な事業実施ができるよう、改めて補助金交付要項を確認し、適正な事務処理を行うことを決定した。</p> <p>今回の指摘を真摯に受け止め、今後このようなことが生じないように、補助金額の確定については、補助金等交付規則、補助金交付要項にのっとり適正に審査することを決定した。 補助対象期間外の補助金の取扱いについては、地域内交通の運行を継続するために必要な経費であることから、令和3年度経費として認めることとし、令和2年度経費として認定したものについては、その全額の返還を求めるとを決定した。 今後は、補助事業者に対し適正な事務処理を行うよう指導するとともに、今回の指摘原因である補助金交付要項の一部が事業の実態に即していなかったことについて重く受け止め、適正に事務処理ができるよう補助金交付要項を改善することを決定した。</p>